

平成25年第3回三鷹市議会定例会提出議案概要

番 号	件 名 及 び 内 容
1	<p data-bbox="357 533 916 568"><b>三鷹市子ども・子育て会議条例（制定）</b></p> <hr/> <p data-bbox="357 658 485 694">1 設置</p> <p data-bbox="389 698 1359 860">いきいきと子どもが輝く子ども・子育て支援のまちづくりを推進するため、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）に基づき、三鷹市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を置くこととした。</p> <p data-bbox="357 864 549 900">2 所掌事項</p> <p data-bbox="389 904 1359 981">会議は、法に定めるもののほか、市長の諮問に応じて調査審議し、又は必要な意見を述べるができることとした。</p> <p data-bbox="357 985 485 1021">3 組織</p> <p data-bbox="389 1025 1359 1187">(1) 会議は、委員 22 人以内をもって組織することとした。  (2) 委員は、法に規定する子ども・子育て支援に関して学識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱することとした。</p> <p data-bbox="357 1191 580 1227">4 委員の任期</p> <p data-bbox="389 1232 1359 1361">委員の任期は、2 年とし、再任を妨げないこととした。ただし、委員が任期の途中で交代した場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とすることとした。</p> <p data-bbox="357 1366 644 1402">5 会長及び副会長</p> <p data-bbox="389 1406 1359 1608">(1) 会議に、会長及び副会長を置くこととし、委員の互選により定めることとした。  (2) 会長は、会議を代表し、会務を総理することとし、副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理することとした。</p> <p data-bbox="357 1612 485 1648">6 会議</p> <p data-bbox="389 1653 1359 1899">(1) 会議は、会長が招集することとし、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないこととした。  (2) 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとした。  (3) 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができることとした。</p> <p data-bbox="357 1904 549 1939">7 専門委員</p> <p data-bbox="389 1944 1359 2020">会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができること等とした。</p>

	<p>8 委任 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定めることとした。</p> <p>9 施行期日等</p> <p>(1) 施行期日 公布の日</p> <p>(2) 三鷹市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償条例の一部改正次のとおり報酬を定めることとした。</p> <table border="1" data-bbox="416 636 1348 725"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 636 1062 680">職名</th> <th data-bbox="1062 636 1348 680">報酬日額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 680 1062 725">子ども・子育て会議委員</td> <td data-bbox="1062 680 1348 725">10,000円</td> </tr> </tbody> </table>	職名	報酬日額	子ども・子育て会議委員	10,000円
職名	報酬日額				
子ども・子育て会議委員	10,000円				
2	<p><b>三鷹市立児童遊園条例の一部を改正する条例</b></p> <hr/> <p>1 児童遊園の廃止</p> <table border="1" data-bbox="416 981 1348 1084"> <thead> <tr> <th data-bbox="416 981 836 1025">名称</th> <th data-bbox="836 981 1348 1025">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="416 1025 836 1084">北野ひがし児童遊園</td> <td data-bbox="836 1025 1348 1084">三鷹市北野一丁目5番13号</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 施行期日 公布の日</p>	名称	所在地	北野ひがし児童遊園	三鷹市北野一丁目5番13号
名称	所在地				
北野ひがし児童遊園	三鷹市北野一丁目5番13号				
3	<p><b>三鷹市民保養所条例を廃止する条例</b></p> <hr/> <p>1 条例の廃止 三鷹市民保養所条例を廃止することとした。</p> <p>2 施行期日 平成26年4月1日</p>				
4	<p><b>東京たま広域資源循環組合規約の変更について</b></p> <hr/> <p>1 事務所の位置の変更 事務所の位置を東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地（現行東京都府中市新町二丁目77番地の1東京自治会館内）とすることとした。</p> <p>2 施行期日 平成26年4月1日</p>				

5	平成25年度三鷹市一般会計補正予算（第2号）	別紙のとおり
6	平成25年度三鷹市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	
7	平成24年度三鷹市一般会計歳入歳出決算の認定について	
8	平成24年度三鷹市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
9	平成24年度三鷹市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
10	平成24年度三鷹市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
11	平成24年度三鷹市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
12	平成24年度三鷹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	